

## 市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する 調査特別委員会調査報告書（案）

同調査報告書は、以下の内容をもって取りまとめるべきである。

### 目次

第1	条例制定の経緯、不当な要望等と不当要求について	2 p
第2	本件特別委員会の設置の経過	2 p
第3	本委員会における認定に際しての限界（その1） ～被対象者への手続保障の点～	6 p
第4	本委員会における認定に際しての限界（その2） ～尋問対象者の適格性の問題～	8 p
第5	本委員会における認定に際しての限界（その3） ～立証責任の事実上の転換～	10 p
第6	その余の問題 ～尋問手法自体に問題があること～	11 p
第7	各調査対象事項の認定	12 p
第8	本委員会のあるべき方向性～まとめ～	12 p
第9	（補足）偽証の認定について	13 p

## 第1 条例制定の経緯、不当な要望等と不当要求について

- 1 ( 第1の1項と同じ)
- 2 ( 第1の2項と同じ)
- 3 ( 第1の3項と同じ)
- 4 ( 第1の4項と同じ)
- 5 ( 第1の5項と同じ)

### 6 何故適切な時期に要望等記録票が作成されなかったのか

前記第3項及び第4項で明らかなように、要望等を受けた職員は、当該要望等を記録しなければならず、作成した要望等記録を速やかに実施機関に提出しなければならないこととされている。

ところが、本件で問題とされた各調査対象事項は、ごく一部にその条例等のおり適切な時期に記録がされているものがあるものの、その過半は相当な年月が経過した後である令和2年度になって作成されている。また、そもそも調査対象事項の中には要望等記録票が見当たらないと見受けられるものもある。

この点について、当時に要望等記録を作成しない理由として、

議員からの要望等を不当な要望等・不当要求として記録することにより、将来、当該議員からどのような報復を受けるか分からず、その際、組織が守ってくれるかどうか分からない。

議員とはそのような無理なことを言うものであるものであり、それに従わない以上、特に要望等記録を作成してまで問題にすべきとは思わなかった。

必要があれば上司に報告しており、それ以外に記録することは面倒である上、職務に忙殺されて記録する時間的余裕もなかった。

制度は知っていても、具体的な要望等について、それを記録しなければならないものとまでは認識しなかった。

自分が不当な要望等・不当要求に該当すると判断したものを記録すればよいと理解していた。

などと言われている。(専門委員作成の調査報告書18頁)

しかし、このような弊害は、現在の条例制定作業時に十分検討事項として挙げられており、そのような弊害が生じないよう、十分に配慮をした上で条例及び条例の下での制度が構築されている。

そうすると、本調査対象事項に係る事実は、いずれも、平成30年度及び令和元年度において、(旧要綱を含む)不当な要望等・不当要求に係る対応制度は十分に機能しており、その制度下で要望等記録が提出されていない以上、かかる不当な要望等・不当要求は存在していなかったところ、何人かの何らかの事情により、令和2年度になり、あたかも不当な要望等・不当要求があったかのように問題が作出された疑いが払拭できないことを付言する。

## 第2 本件特別委員会の設置の経過

- 1 本件特別委員会は、令和3年度第4回定例会である9月21日の本会議で設置が決議された。

本会議議事録では、市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会の設置を求める決議案（議員提出議案第7号）について、次のような趣旨説明がされている。

19番（宮内春雄君）議員提出議案第7号市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会、いわゆる百条委員会の設置を求める決議案について、提出者を代表して、提案理由の説明をいたします。

去る8月31日開会の総務委員会において、職員に対する不当な要望等・不当要求に関する調査報告書が提出され、働きかけを行った3名の議員について、不当な要望等・不当要求が行われた疑いがあるとの認定にとどめるとの結果が報告されました。

同委員会の中で委員から、未聴取となっている議員3名に対して聴取することは考えていないのかという質問に対し、理事者からは、専門委員は、調査における認定によって訴訟も含めたさらなる紛議が発生する可能性を考慮し、民事・刑事の裁判において、証明できるか否かとする最も厳格な基準をもって判断することが相当であると考えた、こうした判断基準のもと、職員に対する聴取レベルで確定的な事実認定に至らなかった以上、議員に対する聴取をするまでには至らなかった、仮に、職員の聴取によって認定できるレベルにあれば、弁明を聴く機会が必要となるため、議員に対する聴取協力を要請していたとし、改めて議員に対する聴取をする意思はない旨の説明がありました。

しかし、議会としては、既に公表されている山本議員、須見議員、加戸議員の言動について、疑いだから何もせず、このまま見過ごすようなことになれば、市民からの納得は絶対に得られないし、議会や議員に対する不信感が一層高まることは容易に想像できます。

このたび不当な働きかけを防止する観点から、旧要綱や条例が制定されていたにもかかわらず、特定の議員から職員に対する度重なる働きかけが行われていたことは、重く受け止めるべきものであり、特に議員名が公表された3名の議員が、報道機関の取材で、捏造だ、悪質だ、訴訟も視野に入れているとコメントしたことは、決して見過ごすことのできない、議員の資質にも関わるような大きな問題ともなっております。

議会として真相解明を徹底的に行い、真の議会改革を進めることが市民の負託を受けた我々議員の責務であります。そのためには、虚偽の証言や出頭拒否に対し、禁錮刑や10万円以下の罰金を科すことができる権限を持つ百条委員会を設置する必要があります。

調査事項は、専門委員作成の令和3年8月20日付調査報告書の調査対象事項となった、市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する事項とし、本調査は委員8名で構成する市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会を設置することとし、地方自治法第100条第1項及び第10項並びに第98条第1項に基づく権限を委任するものといたします。

また、調査期間は調査が終了するまで閉会中もお調査を行うことができるものとし、本調査に要する経費は本年度においては100万円以内とするものであります。

以上、議員各位におかれましては、この趣旨に御賛同いただき、御可決くださいますようお願い申し上げます。提案理由の説明を終わります。

また、これに対しては2つの反対討論がなされている。

◆29番（美馬秀夫君）自由民主党徳島市議団の美馬秀夫です。議員提出議案第7号について、反対の討論をします。

まず、このたびの報告書について申し上げておきたいのは、この報告書に専門委員が記載している調査事案は、どのようにして抽出されたのかということが明確にされるべきです。報告書6ページの第4に事案の概要と経緯が記載されており、市から情報提出を受けた事象を取りまとめると次の表のとおりであるとあります。19件の事象が抽出されていますが、なぜこれらの事象だけが抽出されたのか、市から情報提供された根拠が示されていません。これらの事象が不当な要望等・不当要求に該当するか否かを市はなぜ抽出したのか不明です。

また、これらの事象があったとされる時期は、平成30年4月から令和2年4月ですが、令和2年6月16日の本会議で、山本議員の条例に規定されている不当な要望があったのかなかったのかとの質問に、総務部長は現時点では報告されていませんと明確に答弁されています。令和2年6月16日時点では報告がないのです。それにもかかわらず、これら19件の事象を抽出しているという行為は、まさにはないものがあるものと決めつけて、市が情報提供を専門委員に行ったということになります。

平成30年4月から令和2年4月は前市長の任期です。前市長はいつでも証言しますと前置きして、この時期に市長である前市長が市議会議員の不当な要望として報告を受けた事案は確かに1件あったそうです。市長のところまで上がってきた報告内容はこのたびの報告書には全く記述がなく、触れられておりません。不当な要望として市長まで上がってきたこの事案は、前市長が確認しているわけですので、報告資料、いわゆる証拠が現存していなければ、公文書の隠蔽または不法廃棄ということになります。このことだけを取っても、市が専門委員に偏った情報提供を行ったということは確かなようです。

しかし、このような偏った情報提供の中にも、依頼者に忠実な専門委員は精いっぱい報告書を作成していると思います。本来、事実確認の判断は、思考方法としては、事実が存在することを認定・判断とすべきです。しかし、専門委員は依頼者の要望に沿うために、事実が存在しないことを認定・判断としているのです。これでは確実な証拠がなければ事実確認はできません。これを示すのに明確な内容は報告書の12ページの3、調査結果（1）結論で、いずれの案件についても、不当な要望等・不当要求であることを根拠づけるために資料、証拠が十分ではなく、不当な要望等・不当要求が行われた疑いがあるとの認識にとどめることにしたとあります。これは非常に苦しんだ末の記述だと思います。全くの論理矛盾と言わざるを得ません。そもそも疑いがあるから調査をして、その事実認定を行うことが目的です。疑いがあるとして調査したが十分な証拠もなく、疑いとされる事実認定ができないから、疑いがあるとする事象が事実であるとも事実でないとも、事実認定ができないということです。要するに条例に規定される不当な要望等・不当要求はなかったと事実認定すべきところを、疑いがあるとの認定にとどめておくというような記述を行ったということです。

また、この報告書には次のような内容も記載されています。報告書14ページのエに、そもそも市議会議員は市議会の予算議決権、条例制定権、調査権等の権限に基づき、市政全般にわたり、職員に対し、質問し、資料の提供を求め、意見を述べることなどが正

当な職務として認められているとの記述です。これはまさに、この報告書に記載されている事象はその範囲内であるということをお伝えしたのではないかと推察します。

このように二人の弁護士の専門委員が、およそ1年をかけて調査し、書き上げた報告書の結果では、条例に規定する不当な要望等・不当要求があったという事実は認定できていません。また、事前の総務委員会においても、専門委員は再調査の必要性や市議会議員に直接聴取する必要もないとの判断があったとのこと。プロの弁護士がそのような判断をしているにもかかわらず、それ以上の結果が百条委員会では出さず、100万円の予算を計上し、百条委員会の設置をするということについては、反対します。

議員各位の賢明な御判断をお願いし、反対討論といたします。

◆12番（古田美知代君）ただいま上程されました、議員提出議案第7号市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会の設置を求める決議に反対の立場で討論いたします。

平成28年12月に提案された一般廃棄物処理業の不許可処分に関する調査特別委員会は、確定した裁判記録等や不当な働きかけをした裏づけがあり、除斥された岡議員を除いて全会一致で設置されました。今回の案件については、報告書の検討結果の中で不当な要望等・不当要求と認定することまではできないと結論づけています。また、総務委員会での委員の質問に、報告書を提出した専門委員からは、職員に対する聴取レベルで確定的な事実認定には至らなかった以上、議員に対する聴取をするまでには及ばなかったと説明を受けていると答弁されました。さらに、総務委員会中に専門委員に改めて議員に聴取する意思はないと確認したと総務部長が答弁されています。

法律の専門家がそのように結論づけているのに、100万円も使って百条委員会を設置して、一体議員が何を調査するのですか。議員の発言に関する事実調査のための百条調査権の発動には論議があり、百条調査は地方公共団体の一般的公益に関するものについて認められたものであって、議会または特定議員の特殊な利害関係のために調査権を発動することは、権限の濫用と解すべきだという見解があります。つまり、今回の案件では調査特別委員会の設置は意味不明で、必要ないと考えます。

以上の理由で、議員提出議案第7号市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査特別委員会の設置を求める決議には反対です。

この案件に伴い、申し上げることがあります。まず、実名公表についてです。総務委員会でも名前の公表についての質問に、第一副市長は、個人情報に該当するので基本的には非公開であるべきと考えていると答えられています。それを強引に市長に答弁させたのです。求めた議員も実名公表した市長も責任重大です。3人の名誉を著しく傷つけるものです。

その上、地方自治法第117条に該当するとした議長判断で、その問題に関する本人の議会質問をできなくし、その問題に関する質問がされる場合には議場から除斥しました。地方自治法第117条は、「普通地方公共団体の議会の議長及び議員は、自己若しくは父母、祖父母、配偶者、子、孫若しくは兄弟姉妹の一身上に関する事件又は自己若しくはこれらの者の従事する業務に直接の利害関係のある事件については、その議事に参与することができない」というものです。実名公表された3人は全く当てはまりませ

ん。自分の考えを述べる発言の機会を奪い、議場から除斥するなど、市民の負託を受けた議員の権利を奪うもので絶対に認めるわけにはいかないということを表明しておきます。

以上、反対理由を申し上げました。議員各位の御賛同をお願いして私の討論を終わります。

その後採決の結果、賛成18票、反対8票により本特別委員会の設置が決議されている。

2 以後の本特別委員会の議事の経過は次のとおりである。

令和3年9月21日	第1回委員会	正副委員長の選任
令和3年11月4日	第2階委員会	会議の運営、記録の提出について
令和4年1月28日	第3回委員会	鈴木善美氏証人尋問採用 高田明夫氏、北川健太郎氏参考人招致否決
令和4年2月16日	第4回委員会	石川稔彦氏、日下裕司氏証人尋問採用
令和4年4月11日	第5回委員会	鈴木善美氏証人尋問実施
令和4年4月27日	第6回委員会	石川稔彦氏、日下裕司氏証人尋問実施
令和4年6月29日	第7回委員会	高島誠一氏、須見矩明氏証人尋問採用
令和4年7月14日	第8回委員会	高島誠一氏証人尋問実施 加戸悟氏証人尋問採用
令和4年8月4日	第9回委員会	須見矩明氏証人尋問実施
令和4年10月12日	第10回委員会	加戸悟氏証人尋問実施 山本武生証人尋問採用
令和4年11月7日	第11回委員会	山本武生氏証人尋問実施
令和4年2月22日	第12回委員会	

### 第3 本委員会における認定に際しての限界（その1）

～被対象者への手続保障の点～

1 本委員会での調査は、市の事務執行に対する市議会議員の関与に関する調査を目的にしている。しかも、令和3年8月20日付け専門委員による調査報告書を前提に、特定の市議会議員3名が、合計20の特定された事項について、不当な働きかけ等がなかったか、調査を行うものである。

本委員会設置の趣旨説明でも、「議会としては、既に公表されている山本議員、須見議員、加戸議員の言動について、疑いだから何もせず、このまま見過ごすようなことになれば、市民からの納得は絶対に得られない」「特定の議員から職員に対する度重なる働きかけが行われていたことは、重く受け止めるべきもの」「報道機関の取材で、捏造だ、悪質だ、訴訟も視野に入れているとコメントしたことは、決して見過ごすことのできない、議員の資質にも関わるような大きな問題」などと述べていることから、本委員会での調査結果は、その内容如何では、特定の議員について議員としての資質すらも問いかねない重大な調査を行うものである。

それを前提にすれば、本委員会で調査の対象となる働きかけを行った3名の議員に対しては、当然、十分な手続保障をなした上で実施しなければならないことは明らかであ

る。

無論、地方議会における地方自治法に基づく調査権の行使は、純然たる刑事手続や、一定の行政手続とは異なり、明文で規定されたものはないものの、その調査の重大性、とりわけ調査結果の持つ重大性に鑑みれば、これら各種手続に準じた手続保障がなされるべきことは当然である。

- 2 この観点からは、結局、本委員会の調査は重大な問題を孕んでいると言わざるを得ないため、認定に際しては限界があると言わざるを得ない。

ここでは、そのうち2つについて述べる。

- 3 本委員会で調査の対象となっている特定の3名の市議会議員の行為については、これらはいずれも平成30年度ないし令和元年度という過年度のものである。一方、それを問題視し始めたのは令和2年度になってからであり、かつ、事後的に総務部からの指示により各部において遡及的調査がなされ、その結果作成された要望等記録様式がその基礎資料となっている。

このような過程を踏まえると、対象となった市議会議員に対しては、その手続保障のためにも、要望等記録様式を含めた原資料を開示し、嫌疑をかけられた事実に対し、十分な弁明の機会を与えるべきであった。

各議員は、結局情報公開手続によりそれらを手に入れているものの、同手続の特性上、一部分を非公開とされ、十分な情報を得るには至っていない。

これは、仮に違法不当な働きかけがあったとの認定が結論づけられる方向であれば、重大な問題である。

- 4 (1) 改めて述べると、本委員会で調査対象となったものは、令和2年度において、過去の事実を遡及的に調査した事実ばかりである。

各職員において、事実発生当時に要望等記録様式が作成されず、事後的に調査を行った際に作成されたのは何故か。一般論として、その背景は幾つもの事情が想定される。

第1に、要望等記録様式に記載された事実が実際に存在したものの、諸事情により記録がなされなかったもの。

その事情としては、①職員の多忙・怠慢・失念等、②制度理解不足等、③記録作成を行うことによる何らかの弊害、④事実はあるものの、それが記録に値するものではなかった場合、などがあるだろう。

第2に、事後的に作成された要望等記録様式に記載の事実は、その当時は実際はなかった場合もあり得る。

- (2) 事実のあった当時に要望等記録様式が作成されなかった事情について、次のような記録がある。

調査報告書18頁には、専門委員が聴取した職員は次のように述べていたという。

- ・ 当該議員からどのような報復を受けるか分からず、その際、組織が守ってくれるかどうか分からない。
- ・ 議員はそのようなことを言うものであり、それに従わない以上、特に記録を作成して問題にすべきとは思わなかった。
- ・ 必要があれば上司に報告しており、記録するのは面倒だし時間的余裕もない。
- ・ 制度を知っていても、具体的な事案でそれを記録すべきとは思わなかった。

- ・ 自分が不当な要望等に該当する事案を記録すれば良いと思わなかった。(逆に言えば、自分が不当な要望等だと感じたことはなかった。)

また、日下証人に対する証人尋問で、職員Hが上記5つのうち1つ目と同旨の理由で記録しなかったこと、日下証人はそれとともに滞納者の不服申し立ての権利を阻害してはいけないと考えたことが記録されている。(第6回22～23頁)

- (3) 要望等記録様式が適時に作成されず、今回問題とされている各事実が事後的に出てきた点は、本件の判断の上で十分慎重に調査すべき課題であった。

とりわけ、今回対象となっている各事実は、令和2年度の調査時点では、1年ないし2年程度過去のものである。言うまでもなく、人の記憶は次第に薄れ、亡失し、変容していくものである。その点を踏まえると、かなり時間が経過した後の記録は、それ自体、事実から変容している可能性があるものとして慎重に取り扱うべきであるにもかかわらず、それがなされていない嫌いがある。

- 5 本件は、このような中、本委員会として敢えて調査報告書から踏み込んだ認定をしようとしており、それが対象議員へ手続保障の点で問題を孕むことは十分に認識されるべきである。

#### 第4 本委員会における認定に際しての限界 (その2)

～尋問対象者の適格性の問題～

- 1 次いで、本委員会の調査手法の問題点として指摘できるのは、尋問対象者の適格性の問題(本委員会で調査対象とされた事項を調査するために証人として尋問をする対象として適格適正かどうか)である。

各調査対象となった3議員の事実について、本委員会で3議員以外に証人尋問を行ったのは次の4名である。

鈴木善美氏

石川稔彦氏

日下裕司氏

高島誠一氏

今回の調査対象事実とこの3名との関連は、次のとおりである。

鈴木善美氏 令和2年度の保健福祉部長であった者であり、調査事項のうち保健福祉部に係るものについて証言した。ただし鈴木氏は後の部長であり、部内における事後的な調査を行った者であり、調査対象となった各事実について、その当時、事務等を担当していたわけではなかった。(平成30年度及び令和元年度は総務部に所属していた。

第5回委員会議事録18頁)

石川稔彦氏 令和元年度の土木部部長であった者であり、調査事項のうち土木部に係るもの(丙法人が開設予定の認定こども園カに係る道路整備関連)について証言した。

日下裕司氏 平成30年度の財政部所長であった者であり、調査事項のうち財政部に係るものについて証言した。

高島誠一氏 平成31年度(令和元年度)の保健福祉部副部長兼保健福祉政策課長であった者であり、調査事項のうち保健福祉部に係るものの一部について証言した。

- 2(1) これら4名のうち、保健福祉部に係る証人である鈴木善美氏、高島誠一氏が証人と



して適格かどうかは重大な疑問がある。(なお、石川稔彦氏、日下裕司氏に関し証人の適格性を触れないことをもって同人らが証人として適格であると認めているわけではないことにご留意いただきたい。)

- (2) 鈴田証人は、令和2年度の保健福祉部長であり、調査対象となった各事案の発生日時である平成30年度及び令和元年度において、各事実を直接体験し見聞した者ではない。

鈴田証人の証言は、「おおむねこのような内容であったことを確認しております。」という趣旨のことを連発しており(第5回6頁から17頁)、鈴田証人が「市の事務執行に対する市議会議員の関与」について、直接体験し見聞した内容は皆無である。

(そもそも、尋問者(本委員会委員長)の尋問内容も、「・・・とありますが、調査内容に相違はございませんか。」という形式であり(第5回6～17頁の中に21カ所存在する)、調査内容がどうであったかの質問にとどまっている。)

したがって、証拠法理からすれば、鈴田証人の証言で裏付けられることは、せいぜい、「(鈴田証人が保健福祉部長として行った)事後的な調査において、市議会議員の関与が疑われる調査(結果)がある」という内容にとどまり、「その調査(結果)が真実である」かどうかは裏付けられていないと言わざるを得ない。

- (3) 高島誠一氏は、平成31年度(令和元年度)の保健福祉部副部長であった者である。

高島証人の証言内容のうち、高島証人が直接体験し、見聞した内容は次のとおりである。

① 令和元年5月に、保健福祉部B部長から高島証人に対し、認可外保育所ウの小規模保育事業所としての認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるよう指示があった(第8回4頁)。

② 令和元年7月に、保健福祉部B部長から高島証人に対し、認可外保育所ウについて同年9月の開園に向けて認可準備を進めるよう指示があった(第8回5頁)。

③ 令和元年8月に甲法人が運営する介護事業所における介護報酬の過大給付が判明した件について、給付の返還の求めを山本議員が甲法人と交渉することになり、以後は山本議員からE副市長に進捗状況の連絡があり、それを(高島証人は)B部長経由で知らされていた。(第8回6頁)

この①から③までのいずれについても、高島証人は山本議員との間で直接やり取りをした事実はなく、全て、伝聞にとどまっていることは明らかである。したがって、これらはいずれも、せいぜい「高島証人が、保健福祉部B部長から指示を受けた」などの内容が裏付けられるにとどまり、同証人の証言をもって山本議員が何らかの言動をしたという裏付けには到底ならない。

- (4) 念のため述べれば、高島証人に対する尋問では、「同年6月に山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があり・・・」(第8回5頁)などの、高島証人が直接にも間接にも関わっていない内容も含めて尋問がなされ、それに対し高島証人が「おおむねそのような内容であったと記憶しております。」と回答している場面が幾つか見られる。

高島証人の「おおむねそのような内容であったと記憶しております。」との回答は、あくまで高島証人が体験し見聞した内容にとどまるものであるべきであり、上記「同年6月に山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があり」などの部分は、証言の対象とはなり

得ないことは十分注意するべきである。

- 3 そもそも本特別委員会での調査の対象となっている事案は、既に令和3年8月20日付けで徳島市専門委員の立場である高田明夫弁護士、北川健太郎弁護士から調査報告書が提出されている事案である。

同報告書では、弁護士である専門委員が関係職員15人から延べ21回の聴取を行い、専門的な知見に基づいて検討をした結果、「いずれの案件についても、不当な要望等・不当要求であることを根拠付けるための資料（証拠）が十分ではなく、「不当な要望等・不当要求が行われた疑いがある」との認定にとどめることとした。」と結論付けている（同報告書12頁）。

そうすると、仮に本特別委員会において、同報告書の認定からさらに一步進めて、「いずれの案件についても、不当な要望等・不当要求が行われたと認められる。」などと認定するためには、同報告書が用いた資料（証拠）よりも幅広く、深く検討する必要があることは言うまでもない。

同報告書は、関係職員15人から合計21回の聴取を行いながら、それでもなお、資料（証拠）が不十分であるとして、「疑いがある」以上の認定をすることができなかった。そうすると、本特別委員会では、それを越えた証人尋問を含む証拠の収集・調査をせずに、同報告書を越えた認定はできないのである。

本特別委員会では、記録を市長部局から取り寄せ提出させたほか、7名の証人尋問（うち3名は、当該案件で不当な要望等を行ったと疑われている議員）を行ったのみであり、同報告書を作成した専門委員が依拠した資料（証拠）よりも少ないというべきであって、到底、同報告書の認定を越えた認定を本委員会で行うことのできる前提を明らかに欠いている。

- 3 以上からすれば、本委員会で行った証人尋問に係る証人の選定は、結局、適切を欠いた嫌いがあり、調査対象事項に対する証人として適格であったかどうか疑問が残ると言わざるを得ない。それを踏まえると、本委員会での認定には限界があり、調査報告書の内容以上の認定はなしえない。

## 第5 本委員会における認定に際しての限界（その3）

### ～立証責任の事実上の転換～

- 1 本特別委員会では、第9回委員会から第11回委員会にかけて、本委員会で調査の対象となった事実に係る関係市議会議員である、山本武生（第11回）、須見矩明（第9回）、加戸悟（第10回）の3名の証人尋問がなされている。

しかし、これら市の事務執行に対する市議会議員の関与が疑われている者に対する尋問において、証人尋問時に立証責任を事実上転換するかのような尋問があることが明らかであり、本委員会の調査手法には重大な疑問があることが明らかである。

- 2 一般的に、ある事実を証明するにあたっては、それが「ある」と主張する側に立証責任がある。これは、①あると主張し、嫌疑をかける以上は、嫌疑をかけるだけの裏付けを持つべきである、②「ない」と主張する側に立証責任を負わせられるとすると、幾らでも些細な根拠で、さらには主観的な疑いのみで、問題を提起し、「ない」と主張する側が裏付けがないことをもって当該嫌疑を事実にすることが可能になってしまう、③そ

もそも「ない」ことの証明は「悪魔の証明」と言われ、立証は事実上不可能である、からである。

この原則論に基づけば、本委員会で行うべき調査は、3名の市議会議員に（問題とされるべき）関与があったかどうか、関与があるとする側がそれを立証しなければならないのは当然である。

3 ところが、各証人尋問では、尋問者（委員長）が次のような尋問をしている。

「先ほどお話しした内容につきましては、この事案を共に対処してきた職員Hという方がおります。職員H。当時のやり取りを克明にメモしていた内容と、日下証人の証言が一致をしております。にもかかわらず、その事実がなかったと否定する根拠を、加戸証人はお持ちですか。」（第10回8頁）

「先ほどお話しした内容につきましては、この事案を基に対処してきた職員Hですね。職員Hが、当時のやり取りを克明にメモしていた内容と、日下証人の証言が一致をいたしております。にもかかわらず、その事実をなかったと否定する根拠を、加戸証人はお持ちでしょうか。」（第10回10頁）

「証言を聞いておりますと、交渉経過記録票及び日下証人の証言というのを、加戸証人はまあ否定をされるというふうに捉えられるんですが、先ほどお話しした内容というのは、この事案を基に対処してきた職員Hですね、職員Hが克明にメモしていた内容、そして日下証人の証言が一致をしております。にもかかわらず、その事実はなかったと否定する根拠を示すことはできますか。」（第10回11頁）

「平成31年度中に認可できないかとの要望はしたことがないとおっしゃいましたが、このことについて、報告書や鈴田証人の内容、証言内容を否定する何らかの根拠をお持ちでしょうか。」（第11回4頁）

「認可外保育所ウの9月認可・開園に向けた要望をされたことはないということでしたが、このことについて、報告書や鈴田証人の証言の内容を否定するような何らかの根拠はお持ちでしょうか。」（第11回7頁）

4 これらはいずれも、本委員会がそもそも調査手法について原則に立脚せずに調査をしていることの証左とならざるを得ず、明らかに妥当でない。

## 第6 その余の問題

～尋問手法自体に問題があること～

なお、その余にも本委員会の各証人尋問には多々問題がある。

1 高島証人の適格性の問題でも述べたように、尋問内容について、尋問者が複数の事実を一度に質問する事例が多数見られる。例えば、「Aと、Bと、Cと、Dがありましたが、これらはいずれも間違いありませんか。」という形式の尋問である。

このような尋問は、「A」「B」「C」「D」それぞれについて、本来は回答を微妙に変えるべき内容の場合についても、一括して回答を求められることとなり、証言の正確性が揺らぐことになりかねない。したがって、問題のある尋問である。

2 前項の実例として、例えば次のようなものがある。

「交渉経過記録票及び日下証人の証言によりますと、同年8月に加戸証人から、差押え予告通知を持ってくるようにとの電話があり、そのような書類はない旨を説明すると、

その後また電話で、差押え予告通知を持ってこいと言よんじゃ、何を出し渋つとんじゃと言われたため、日下証人と職員Hは困り果てて、とりあえず催告書数種類を持って会派控室に行き、差押え予告通知という書類はない旨説明したところ、加戸証人は激怒して、わしは20年も議員をしているから覚えとるんじゃ、隠すな、今ないと言うなら、いつまであったか調べて来い、わしはお前らを信じてないんじゃと言われ、日下証人が再度説明しようとする、いちいち言い訳をするなと言われ、また職員Hに向かって、お前は何をにらんどんな、言い訳したり人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞと、職員Hを脅すような発言をしたと証言をしていますが、この事実には間違いがありませんか。」(第10回11頁)

「山本証人と甲法人とはいつ頃からの関係なんですか。理由、顧問をするようであった理由は、先ほど友人だということで証言をいただいたんですが、いつぐらいからの御関係でしょうか。

それとですね、ホームページの件なんですが、百条委員会が始まってから以降に顧問などの役職の欄が削除されているということを確認しておりますが、これは山本証人が指示して削除させたのでしょうか。(第11回11頁)」

3 尋問内容について、主体、客体、日時など、いわゆる5W1Hに属する内容の明示がなく(もしくは乏しく)、尋問されていること及びその回答について、客観的に何が立証されたのか不明なものがある。

4 より根本的な問題点としては、各証人に対しての尋問において、主尋問に相当する委員長の尋問形式が、ほぼ全ていわゆる誘導尋問でなされていることである。すなわち、委員長は専門委員の調査報告書を引用する形でその内容を読み上げ、その内容が相違ないか、という形式で聞いているのである。

この形式での尋問は、結局、尋問者の意図として、調査報告書の内容がぶれることなくその通りに認めて欲しい旨を暗示していることに外ならず、かつ、証人に自分の口で具体的な内容を語らせない以上、調査報告書の内容よりも更に具体的な内容は一切明らかにされないことになる。

したがって、各証人の証言で立証できる事実には、自ずと限界があることは留意されるべきである。

## 第7 各調査対象事項の認定

各調査対象事項の認定については、別紙に個別に記載する。

総じて、各調査対象事項とも、それが本条例ないし旧要綱で問題にされるべき不当な要望等や不当要求に該当すると認定することはできない。ましてや、各議員の行為により市の行政事務についてその公正な職務の遂行を害されたと認定することはできない。

## 第8 本委員会のあるべき方向性～まとめ～

以上のとおり、これまでの本委員会における調査には問題点が多々あり、これを踏まえて何らかの認定を行うことは不可能である。

本来、本委員会の設置自体を見送るべきであったという意見もあり得るところであるが、それはさておくとしても、調査の対象となった事実に関係する議員への不利益を伴

うことを考えると、このような調査における原理原則を冒してまで飛躍した認定を行うべきではないことは明らかである。

本委員会では、調査結果を真摯に踏まえ、市長部局における行政事務及び議会運営においても、将来に対し汚点とならないよう努めるべきであることを最後に付言する。

#### 第9 (補足) 偽証の認定について

本委員会での証人尋問等の結果、ある証人と他の証人の証言の内容が形式的には相反している部分が幾つかあることは事実である。

その場合、相反する証人のうち一方を正しい事実に基づき証言したものと考え、他方の証人は偽証を行ったとして偽証の罪で告発等を行うことを考える考え方があるので少し補足する。

偽証の罪は、刑法第169条により「法律により宣誓した証人が虚偽の陳述をしたときは、3か月以上10年以下の懲役に処する。」と規定されている。

これは、単に事実と異なる証言をしたことをもって偽証とするのではなく、次の要件を満たす必要がある。

第1に、虚偽の陳述を故意に行ったことである。第2に、虚偽とは、客観的事実と異なる陳述をいうのではなく、自己(証言者)の記憶と異なることを敢えて陳述したことを指す。

したがって、今回の各証人の場合、①虚偽の陳述を故意に行ったかどうか、その判断は極めて困難である。②虚偽とは客観的事実との相違ではなく、証言者の記憶との相違を言うのであるから、何をもって虚偽とするのか、極めて難しい。

また、特に重要なのは、ある証人と他の証人の証言が相反したとしても、どちらの証言が事実か確定するのは到底容易ではなく、安易にそのうちの一方を正しい事実と考え、他方を(客観的意味での)虚偽と考えるのは極めて危険である。加えて、本件に関しては、ことに職員の証言は伝聞に属するもの、間接的な事実に属する証言が多かったことから、例えば鈴田証人の証言と山本証人の証言に食い違いがあったとしても、両者とも客観的にも主観的にも事実を証言している可能性すらあることは留意されるべきである。(鈴田証人の証言内容は、令和2年度の調査結果がどうだったのかを証言しているので、必ずしも調査対象事項発生時の証言ではないからである。)

以上

(別紙)

## 「調査報告書」本体第7に係る、各調査対象事項の認定について

### 目次

第1	山本議員に対する事実の認定について	1 p
第2	須見議員に対する事実の認定について	15 p
第3	加戸議員に対する事実の認定について	16 p

### 第1 山本武生議員に対する事実の認定について

#### 1 調査対象事項1について

山本議員は、平成30年4月に、子ども企画課課長に対し、認定こども園アが第1期子ども・子育て支援事業計画とは異なる地区に設置されたことについて強い申し入れをしたというものである。

この点、鈴田証人は尋問者（委員長）の「平成30年4月、山本議員からA課長に対し、認定こども園アが第1期子ども・子育て支援事業計画とは異なる地区に設置されたことについて、令和2年度からの第2期子ども・子育て支援事業計画では、今後こうしたことがないようになどと強い申し入れを受けたとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との質問に対し、「おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と答えている。（第5回12頁）

また、調査対象事項1については、山本証人には何ら質問されていない。

鈴田証人は、山本証人から「強い申し入れ」を受けた当事者ではないこと、鈴田証人の証言は、「強い申し入れを受けた」との調査内容におおむねそうであったと答えているだけであること、したがって、どのような「強い」申し入れであったかは何ら述べられていないこと、に鑑みれば、これを到底不当な働きかけと認定することはできない。

#### 2 調査対象事項2について

山本議員は、平成30年5月に、子ども企画課課長に対し、認定こども園イの立ち入り調査を実施したことに対し、「きちんと運営できているので、今後行く必要はない。」などと強い申し入れを行うと同時に、「誰が指摘したのか。」などと質問をしたというものである。

この事実に関する要望等記録票（令和2年7月29日作成）では、要望等の内容として次のとおり記載されている。

「認定こども園イの運営に対する〇〇議員からの指摘に対する対応として、現地確認と聞き取り調査を実施したことについて、「きちんと運営できているので今後行く必要はない」と強く申し入れがあった。また、誰が指摘したのかとの質問があった。」

専門委員の調査報告書も、これ以上の具体的事実は記載されていない。

鈴田証人の証言も、尋問者（委員長）からこの内容を摘示され、調査内容に相違はございませんか、との質問に対し「おおむねこのような内容であったと確認をしております。」と述べるだけである。（第5回7頁）

一方、山本証人は、「立入調査に対して、調査があると事業者から聞いたので、どのような調査なのか差し障りのない範囲で確認をしました。その際、調査に対する内容はお伝えできないとのことだったので、その旨事業者にお伝えしたという記憶がございます。決して強く申し入れてはおりません。」と証言する。（第11回3頁）

これらを総合すれば、仮に山本議員がこの件で不当な働きかけ等を行ったのであれば、その認定のためには、どのような内容の発言があり、対応した職員がそれにどう回答し、説明等をしたのか、双方の発言内容等について具体的事実がなければならぬ。また、要望等記録票、調査報告書、証言の内容ともに、何をもって「強く」申し入れがあったとしているのか、その評価根拠事実が全く存在しない。

そうすると、平成30年5月15日（日付は要望等記録票に基づく）に山本議員が子ども企画課職員に対し何を言ったのか、それが不当な働きかけ等に該当するかどうかは、少なくとも真偽不明と言わざるを得ず、到底、調査対象事項2に係る事実を認定することはできない。

### 3 調査対象事項3について

調査対象事項3は、山本議員が、平成31年1月に、子ども企画課課長に対し、認可外保育所ウについて、「平成31年度中に認可できないか。」と要望したというものである。

この調査対象事項に係る要望等記録票（令和2年7月29日作成）は独立のものではなく、令和元年8月頃の実事（調査対象事項9に係るもの）の記載の一部に経過として記載されている。したがって、そもそも要望等記録票すら（独立して）ない。

この点に関する鈴田証人の証言は、尋問者（委員長）から調査報告書の記載内容のとおり（ただし、調査対象事項3のみで質問されたわけではなく、調査対象事項4も含めて）事実を摘示され、その調査内容に相違はございませんか、との質問に対し、「おおむねこのような内容であったと確認をしております。」と述べているにとどまる。（第5回7頁）

また、これに関連し、高島証人は、尋問者（委員長）の「令和元年5月には、保健福祉部B部長から高島証人に対し、認可外保育所ウの小規模保育事業所としての認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があったとありますが、一連の経過を含め、その内容に相違はございませんか。」との質問に対し、「おおむねそのような内容であったということを記憶しております。」と回答している。（第8回4頁）

一方、山本証人は、「平成31年度の認可を求めたのではなく、いつ認可ができるのかお伺いをしたところ、平成31年度に認可ができると当時の担当課長から連絡があったものです。」と証言している。（第11回4頁）

これらを総合評価する。

先ず、高島証人の証言では、山本議員が不当な働きかけ等を行ったかどうかの認定を行うことはできない。（高島証人の証言でもって、鈴田証人の証言を補強する証明力も

有しない。)高島証人の証言は、鈴田証人の証言と同様、いわゆる伝聞証言に過ぎないだけでなく、山本議員の言動についてすら証言内容がなく、極めて間接的な証言内容にとどまるからである。

鈴田証人の証言についても、同人が保健福祉部長として実施した調査結果がどのようなものであったかを証言するにとどまり、同人は山本議員と直接やり取りをし、見聞したわけではない以上、平成31年1月に山本議員がそのような要望をした、との証明はできない。

よって、調査対象事項3について、それが不当な働きかけ等に該当するかどうかは、少なくとも真偽不明と言わざるを得ず、到底、その事実を認定することはできない。

なお、専門委員の調査報告書記載の内容や鈴田証人の証言の内容が仮に事実であるとしても、それは「平成31年度中に認可できないか。」と山本議員が子ども企画課課長に発言したということになるだけであり、これは山本証人の証言とも矛盾しないし、その発言は質問とも要望とも捉えることが可能であって、いずれにしてもこの内容をもって不当な働きかけであると認定するだけの材料はない。

#### 4 調査対象事項4について

調査対象事項4は、調査対象事項3を受け、保健福祉部内で行った対応に関するものである。

この内容については、これ自体、山本議員の言動が含まれるわけではなく、調査対象事項3について山本議員が不当な働きかけ等を行ったと認定し得ない以上は、調査対象事項4について、山本議員の何らかの不当な行為を問題にすることはできない。

#### 5 調査対象事項5について

これは、令和元年5月に、保健福祉部B部長から、同部副部長(高島証人)に対し、山本議員からの要望として、保育所ウの認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があった、とするものである。

この調査対象事項5に関する要望等記録票は、「要望等記録様式(参考)」との表題で保健福祉部保健福祉政策課長(高島証人)が令和元年8月26日付けで作成している。その中で、要望等の種類として、要望等を受けた職員の判断(ここでは高島証人か?)は「不当な要望等(又は不当要求)に該当するか判断できないもの」に分類されており、同じく所属長等の判断(ここではB部長か?)は「一般的な要望等(不当でないもの)」に分類されている。

専門委員の調査報告書は、調査対象事項5、すなわち「保健福祉部B部長から、同部C副部長(高島証人)に対し、X議員(山本議員)からの要望として、保育所ウの認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があった。」との事実を掲記し、その問題点を「B部長に対する不当な要望等・不当要求に該当する可能性がある。」と記載している。

本委員会の証人尋問では、鈴田証人、高島証人ともに、尋問者(委員長)から調査対象事項5について摘示がなされ、内容に相違がないか確認されたところ、それを肯定する証言をしている。(鈴田証人につき第5回8頁、高島証人につき第8回4頁)

この点、尋問者(委員長)は、山本証人に対しても「報告書によると、令和元年5月、保健福祉部B部長から同保健福祉部C副部長に対し、山本証人からの要望として、認可



外保育所ウの小規模保育事業所としての認可について、令和元年10月頃の認可に向けて準備を進めるように指示があったとあり、鈴田証人の証言もおおむね一致しておりますが、この事実に間違いはありませんか。」と尋問している（第11回5頁）。しかし、この内容を山本証人に尋問すること自体、明らかに不当である。何故ならば、この尋問内容は「B部長」が「C副部長（高島証人）」に指示をしたかどうかであって、山本証人が体験しようのない内容であるからである。

調査対象事項5については、いみじくも専門委員の調査報告書にあるように、仮に山本議員に不当な働きかけ等があるとすれば、その相手方はB部長である。したがって、山本議員がB部長に対していつ、どこで、どのような態様で行った働きかけが不当等に該当するのか、それを調査し証明できれば格別、本委員会での調査内容及び結果では、何ら事実が証明されたことにはならない。

#### 6 調査対象事項6について

調査対象事項6は、令和元年6月、山本議員から、子ども企画課課長に対し、保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があった、とするものである。

これに関し、本委員会での証人尋問では、鈴田証人は、尋問者（委員長）からの「同年（令和元年）6月に、山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があるとともに、（中略）調査内容に相違はございませんか。」との質問に対し、「おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と証言している。（第5回8～9頁）

（なお、高島証人に対する証人尋問においても、尋問者（委員長）からの「同年（令和元年）6月に、山本議員から子ども企画課A課長に対し、認可外保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があり、（後略）」などと、他の事実と複合して尋問がなされているが（第8回5頁）、そもそも高島証人はこの点について何ら直接に体験も見聞もしていないので、意味のある尋問ではない。）

山本証人は、尋問者（委員長）からの同旨の質問に対し、「打合せで担当職員から、そのくらいの時期に認可ができると説明があったものです。打合せしてから、打合せした日から月日がたって、認可外保育所ウの経営者から、市からの連絡がないため確認してほしいという依頼はあったかのように思います。その際、電話でスケジュールの確認を行い、事業所に伝えただけのものでございます。認可を早めてほしいなどとは特に言う必要もありませんし、言っていません。」と証言している。

調査対象事項6については、仮に専門委員の調査報告書の内容や、鈴田証人の証言（ただし、尋問者（委員長）の内容を肯定しただけにとどまる）が事実だとしても、その内容は山本議員が「要望した」だけにとどまるものであり、これが単なる要望を超えて、不当な働きかけや、不当要求に該当するかどうかは何ら明らかにされていない。

そもそも、調査対象事項6は、「令和元年6月、山本議員から、子ども企画課課長に対し、保育所ウについて、同年9月に認可施設として開園できるよう認可の要望があった」としか明らかにされておらず、具体的な日時、場所、要望の手段、やりとりの具体的内容、それに対する市側（子ども企画課課長）の応答、同席者等の有無など、不当性の認定に不可欠な基礎的情報が一切ない。

そうすると、山本議員が証言で事実上認めていないことと併せて考えると、調査対象事項6が到底認定し得ないことは明らかである。

#### 7 調査対象事項8について

調査対象事項8は、令和元年7月、B部長から、C副部長副部長（高島証人）に対し、保育所ウについて、同年9月の開園に向けて認可準備を進めるよう指示があった、とするものである。

専門委員の調査報告書においても、番号8番の欄に同旨の記載（同年7月／B部長から、C副部長に対し、保育所ウについて、同年9月の開園に向けて認可準備を進めるよう指示があった。）があり、その問題点として、「B部長に対する不当な要望等・不当要求に該当する可能性がある。」としている。（調査報告書7頁）

しかし、この専門委員の調査報告書の内容や、調査対象事項8の記載は、仮にこれが事実としても、そのことから山本議員が不当な要望等を行ったことは到底ならない。

調査対象事項8の記載は、B部長がC副部長（高島証人）に指示があったとするにとどまり、そのB部長の指示に対する山本議員の関与は何ら明らかにされていない。

そうすると、鈴田証人の証言内容や、高島証人の証言内容、一方で山本議員の証言内容を検討するまでもなく、調査対象事項8については山本議員の行為との因果関係が認められず、これを山本議員に帰責することは許されない。

（無論、鈴田証人の証言の内容や、高島証人の証言の内容に問題があることは、他の事項でも縷々説明したとおりである。）

#### 8 調査対象事項9について

調査対象事項9は、令和元年8月、山本議員から、子ども企画課長に対し、保育所ウについて「9月には事業を開始したいと言っていたのに、認可が10月とはどういうことか。9月の事業開始に間に合うよう認可するように。」との要望があった、との内容である。

これに関し、鈴田証人に対する証人尋問では、尋問者（委員長）からの「令和元年8月には、山本議員からA課長に対し、認可外保育所ウについて、9月には事業を開始したいと言ったのに認可が10月とはどういうことか、9月の事業開始に間に合うよう認可するようにとの要望があったとありますが、認可が10月となる理由について、8月中旬に開催する子ども・子育て会議で認可が認められた後に入所手続を開始すると9月入所に間に合わなくなるためとしておりますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、鈴田証人は「おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と証言している。（第5回9頁）

また山本証人は、尋問者（委員長）からの同旨の質問に対し、「打合せをした日から月日がたって、役所のほうから連絡がないということで、そのスケジュールに対して確認をして事業者の方にお伝えをただけということであって、9月に認可しない際であるとかいうことを私が言う必要性はないし、そんな権限もないと思います。」と証言している。（第11回7頁）

そもそも鈴田証人の証言は、（主尋問がいわゆる誘導尋問でなされている問題は仮にさておくとしても、）「令和元年8月」以上の時期の具体性がなく、山本議員のA課長に対する当該要望をどのような手法で行ったのか、どこで行ったのか、同席者はいたの

か、具体的にどのようなやりとりがあったのか、前後の文脈はどうだったのか、など、何ら具体性に欠けるものである。

そうすると、鈴田証人の証言をそのまま信用することは到底できないことは言うまでもない。(山本議員が当該発言をした相手方が鈴田証人ではないこと、すなわち、鈴田証人の証言は伝聞に過ぎないことは十分に認識されたい。)

よって、山本議員が当該調査対象事項を否認していることも併せると、到底、同時校を認定することは許されない。

#### 9 調査対象事項10について

調査対象事項10は、令和元年8月、保育所ウについて、同月中旬に開催する子ども・子育て会議で認可が認められた後に入所手続を開始すると9月入所に間に合わなくなるため、入所を担当する子ども施設課が、開設見込みの段階から入所申込みを受け付けることで対応した、というものである。

この内容については、調査対象事項4と同様、これ自体に山本議員の言動が含まれるわけではなく、関連する調査対象事項について山本議員が不当な働きかけ等を行ったと認定し得ない以上は、調査対象事項10について、山本議員の何らかの不当な行為を問題にすることはできない。

#### 10 調査対象事項11について

調査対象事項11は、令和元年8月、甲(法人)が運営する介護事業所において、介護報酬の過大給付が判明し、保健福祉部介護保険課が返還(過誤調整)を求めるに当たり、同課D課長が、甲と関係がある山本議員に事前に連絡したところ、山本議員が甲と交渉してくれることになった。以後は、山本議員からE副市長に進捗状況の連絡があり、それをB部長経由で知らされていた。なお、甲のホームページでは、山本議員が甲の顧問として掲載されていた、とするものである。

これについて、鈴田証人は、尋問者(委員長)の「報告書や提出を求めた資料によると、令和元年8月に、甲法人が運営する介護事業者からの申出により、当該事業所における介護報酬の過大給付が判明し、介護保険課が返還、いわゆる過誤調整ですね、を求めるに当たり、同課のD課長が甲法人と関係がある山本議員に事前に連絡したところ、山本議員が甲法人と交渉してくれることになった、以後は山本議員からE副市長に進捗状況の連絡があり、その内容については保健福祉部のB部長経由で知らされていたとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、「はい、この件に関しまして、おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と証言している。(第5回14頁)

一方、山本証人は次のように証言する。

そのことについて当時の担当課長から、市が幾度も監査して、まあ、監査したにもかかわらず見落としとして、また指定の申請の際にも誤りにも気づかず指定してしまったということの説明があったというふうに記憶しております。金額が大変大きな額になりそうですと、事業者に話してくれないかと、担当課長から御連絡をいただいたというふうな記憶です。(第11回19頁)

先ほども説明しましたが、担当課長から相談を、かなり大変な金額になると。それはもう、私も市議会議員をしている中で、税金の間違いであるとかいうことがあった場

合に、他の県でも裁判をしても行政側が勝訴することが多いということも、まあ一般的な理解としてありますので、当然それは事業者は全額支払わなきゃいけない、このやり方としては、一旦、請求したやつを一旦全部取り下げて、それから正規に請求をし直すという形なんですけども、その差額分が、給付が多ければ市に返還する、給付が少なければ市から給付をいただけるというルールになっているかと思えますけども、まあ恐らく、どうなんでしょう、国保連とかに出すわけですから、二、三か月かかる作業になるんじゃないかなと思います。(第11回20頁)

先ず、調査対象事項11について、鈴田証人及び山本証人の上記証言から認定可能な内容を検討する。そもそも調査対象事項11は「甲が運営する介護事業所において、介護報酬の過大給付が判明し、保健福祉部介護保険課が過誤調整を求めるに当たり、同課D課長が、甲と関係がある山本議員に事前に連絡したところ、山本議員が甲と交渉してくれることになった」とあるように、山本議員が何らかの働きかけ・要望を行ったことが発端となっているのではなく、市長部局(課長)側から山本議員に連絡をしたことから始まっている。したがって、本来的な不当な要望等や不当要求とは異なることは十分に認識されなければならない。

そうすると、調査対象事項11については、概形的には不当な要望等や不当要求には該当しないことは明らかである。

ところで、鈴田証人は、このことを認識してか、同証人の証人尋問において専門委員作成の調査報告書にはなかった事項を2つ付加している。

鈴田証人が証人尋問において付加した1つ目は、甲が運営する介護事業所において、介護報酬の過大給付(過誤給付)が判明したのが令和元年8月であるところ、その返還が判明時から約1年2か月経過した令和2年10月であったことである。

鈴田証人は、この点につき次のように証言する。

「この件に関しまして、令和元年8月に過大給付の約、たしか1,000万だったと思う、1,000万が判明してから1年2か月後の令和2年10月に返還をしていただいたと報告を受けております。」(第5回15~16頁)

「これにつきましては、担当課で当時も確認をしておりますが、通常は、過大給付が判明した、分かった段階で速やかに返還を求めるべきものであると確認をしております。にもかかわらず、部内調査の過程で、先ほどのようなE副市長から、介護報酬の返還はしばらくの間静観するよう指示があったとする内容を確認した際には、理解に苦しんだということを記憶しております。」(第5回16頁)

この第1の点については、鈴田証人は上記の通り過大給付(過誤給付)の判明時期と返還時期を端的に述べているにとどまるものの、この証言を利用し、山本証人に対しては次のような尋問がなされている。

尋問者(委員長)は山本証人に次のように尋問する。

「報告書及び鈴田証人の証言によると、山本証人を通して公法人に対する介護給付金の返還協議を進めた結果、令和元年8月に過大納付約1,000万円が判明してからその返還を受けるまでに1年2か月を要し、ようやく令和2年10月に返還していただいたということですが、このことを御存じですか。」(第11回21頁)(※注記しておくが、尋問者(委員長)は、「報告書及び鈴田証人の証言によると」としているが、専門

委員作成の調査報告書には、この点に触れている部分はなく、報告書によるとする部分は明らかな誤導である。）

これに対し、山本証人は「支払ったということは事業所から聞いたことがありますので、多分支払ったんでしょう。ただ、それがどのぐらい時間がかかったかというのは、事業者と市側で話をしていることでしょうか、私の知るところではありません。」（第11回21頁）と証言している。

一般的に、過誤給付が判明した場合の差額の精算は、過誤に至った過程や過誤内容の確認、改めて正しい介護給付費の計算、その返還の方法の調整（一般的に介護給付費の過誤の精算は、月々発生する事後の介護給付費の支払いと相殺する形でなされることが多い）など、相応に時間を要するものである。そうすると、仮に本調査対象事項で約1年2か月を要したことが事実であったとしてもそのこと自体で何らかの評価ができる内容とは到底言えない。

付加した2つめは、本調査対象事項における甲法人の介護保険過誤給付の返還は、認定こども園カの整備（調査対象事項13、同17参照）が条件であったとする点である。

これも、専門委員作成の調査報告書には存在しない内容である。

鈴田証人は、この点につき、尋問者（委員長）の「また、保健福祉部B部長から、甲法人が運営する介護事業所と丙法人が開設予定の認定こども園カは同一代表者であり、認定こども園カの整備が介護報酬の返還の条件のようになっている、このことはE副市長や山本議員も知っていることを聞いたとありますが、誰が聞いたのでしょうか。」との尋問に対し、「その件に関しましては、当時の保健福祉部副部長ほか複数の幹部職員が聞いたということを、部内調査で確認をしております。」と証言している。（第11回15頁）

なお、当時の保健福祉部副部長とは高島証人であるが、高島証人はこの点について証人尋問で次のように述べる。なお、高島証人の証言をもってしても、結局この点は伝聞（単なる噂）程度のもに過ぎないことがよく分かる。

尋問者（委員長）の「また、保健福祉部B部長からは、甲法人が運営する介護事業所と丙法人が開設予定の認定こども園カは同一代表者であり、認定こども園カの整備が介護報酬の返還の条件のようになっている、このことはE副市長や山本議員も知っていることを聞いたとありますが、その内容に相違はありませんか。また、このことは誰からお聞きになりましたか。」という尋問に対し、「同一人物であるとか、そういう返還の条件とか、そういうことにつきましては、直接B部長から、私を含め当時の保健福祉部の複数の幹部職員が聞いたことを記憶しております。」と証言している。（第8回7頁）

これら2つの付加は、そもそも専門委員作成の調査報告書にはないものであること、これらの事実が要望等記録票に記載されている形跡もないこと、仮にこの2つが事実としても、山本議員の行為との因果関係は何ら明らかになっていないことからすれば、それを問題にすらできないことは明らかである。

なお、この点（特に後者）について山本証人は、「この質問は少し驚きます。この質問も、全く別の関係のない案件をあたかも関係があったように質問するということについて、この質問をされている委員長には責任をご理解いただきたいと思いますけども、」

と証言しているのである。(第11回20頁)

いずれにしても、調査対象事項11について、山本議員に不当な要望等を認定することはできない。

#### 1.1 調査対象事項12について

調査対象事項12は、令和元年9月、山本議員から、子ども企画課A課長に対し、当時策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画について、「乙(法人)が保育所を計画しているらしいが、市の方針として、株式会社の参入は認めないと聞いている。他の事例でも、社会福祉法人を作らせているので、株式会社の参入は絶対に認めないように。」と強く要望があった、というものである。

この点、鈴田証人は、尋問者(委員長)の「報告書や提出を求めた資料によると、令和元年9月に、山本議員からA課長に対し、当時策定中の第2期子ども・子育て支援事業計画について、乙法人が保育所を計画しているらしいが、市の方針として株式会社の参入は認めないと聞いている、他の事例でも、社会福祉法人をつくらせているので、株式会社の参入は絶対認めないようにと強く要望があったとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、「はい、おおむねそのような内容であったことを確認しております。」と証言している。(第5回10頁)

この件について山本証人は、「徳島市では、当時、認可保育所は社会福祉法人と徳島市立だけであったと思います。認可保育所を運営している幾つかの経営者から、民間保育園の認可は控えてほしいとの要望がありました。そのため、長年保育行政を支えていただいている社会福祉法人に対してしっかり説明をする必要があるよという意見はしたことがございますし、そのことについても何度も幾つかの経営者から要望がありましたので、そのたびにお伝えして、報告しましたよという報告を事業者の方にさせていただいた記憶はございます。」などと証言している。(第11回10頁)

本調査対象事項については、鈴田証人と山本証人のそれぞれの証言は趣旨が異なり、いずれが事実であるか認定が困難であること、該当する要望等記録票では、その作成者は一般的な要望等と分類していること、鈴田証人の証言でも、山本証人の証言でも、その内容自体としては確かに一般的な要望にとどまること、これを不当と認定するためには、例えば「強く」要望されたことの具体的事情等が必須であるが、それは全く明らかになっていないこと、などの事情に鑑みると、本調査対象事項で山本議員が何らかの不当な要望等を行ったとの認定はできない。

#### 1.2 調査対象事項13について

調査対象事項13は、令和元年10月、山本議員同席の下、E副市長から、土木部石川部長に対し、丙(法人)が開設予定の認定こども園力に関係する道路整備(道路新設)について相談があった。同年11月にも同一の出来事があった。甲と丙の代表者は同一人である、というものである。

この調査対象事項について、石川証人は、令和元年10月にE副市長室で山本議員同席の下、道路新設についての相談があったこと、石川証人は、その時点でそれが開設予定の認定こども園に関わるものであると認識していないこと、その後担当職員において現地調査を実施したこと、その結果、当該道路が行き止まりであることから接続道路の新設が望ましいが、そのためには地域の要望が必要である旨回答したこと、後に地元町

内会長から道路整備に係る要望書が提出されたこと、石川証人としてはこれまで新設道路の調査依頼が副市長からなされたことはなかったこと、調査ないし協議の結果、必要となる土地について水道局から寄付することは難しく、隣接民有地の寄付も必要であったこと、令和2年3月中旬頃に結局道路新設の要望は取り下げられたこと、「ただ、そもそもこの要望自体が地域の道路整備の改善のためのものでありまして、保育施設整備のための道路整備とは聞いていなかったの、なぜ要望を取り下げる必要があったのかについては理解できなかったことを記憶」していること、などを証言する。(第6回4～7頁)

また、主尋問における尋問者(委員長)は、「令和2年3月中旬頃、丙法人が開設予定の認定こども園カの当初予定地での建設が難しい状況になったことから、地元町内会長から電話で道路整備に係る要望書を取り下げたい旨の連絡があったとありますが、このことに相違はありませんか。」と石川証人に対し尋問をしているところ、石川証人は、上記「」内の回答を行い、保育施設整備のための道路整備との点は否定的に証言をしている。このことがより明確になるのが、補足質問における以下の石川証人の証言である。

「先ほどちょっと答弁させていただきましたが、元来、保育施設整備のための道路整備とは聞いていませんでした。だから、なぜ要望を、最初、取り下げるのか、ここは少し理解できなかったことを記憶しています。」(第6回8頁)

「当初は、この認定こども園が予定しているということは聞いていませんでした。その中で我々としては、道路のネットワーク全体を考えた上で道路整備できるかどうかの判断をしたように記憶しております。」(同)

「要望(注:道路整備の要望)自体はかなり多くて、よくある要望の一つだと思います。・・・保育所だからという理由をもって最初はとにかく聞いていませんでした。・・・ちょうど取下げの段階では、そのような旨のことを町内会長さんが担当課に電話で入れるなり、あるいはE副市長に電話で入れるなりしたのかもかもしれませんが、そのことについては、私、直接タッチしていなかったの、内容(注:取下げの理由)については記憶しておりません。」(第6回9頁)

一方、山本証人は、この点次のように証言する。

「このお話は、道路新設でも整備でもなくて道路の拡幅の件かと思います。当時、町内会長さんがいらっしゃるんですけど、その地区の、ある地区の道路が小学校のスクールゾーンというのかな、の関係で非常に混雑するので、何か抜け道というのができないかということを経元の方から相談を受けて、その近くの、その地域の町内会長さんと相談をしながら抜け道の道路を探して、多分このことだと思うんですけど、その場所について道路拡幅の要望書を町内会長さんが出されたものだというふうに思います。その際、道路に隣接している地主の方が、道路拡幅はもちろん賛成なんだけど、自分の土地を無償で提供するのは嫌だというお話がありまして、反対側が徳島市の土地であったので、以前その近くで火事があった際に消防車も入りづらいとかいうことも現実的であったということを知っていたので、これどうにかならんのかなという相談を何回かさせていただいた、石川証人ともした記憶はございます。であって、石川証人とそういう道路拡幅、だから新設とか整備ではなくて拡幅の要望です。」(第11回13頁)

「認定こども園の、たまたまその近くで認定こども園カが整備の予定をしたというこ

とであって、全く関係ないと思います。」(同)

「私にお話があったのは、実はその方の土地が、あの、ございまして、もう今は多分家が建つてると思いますが、その道が拡幅されることによって、私がおね、有利になるというふうに地域の方に思われるのが嫌だから、この要望をおね、取り下げてもらおうことって可能かなということが連絡がありまして、それで取り下げたお話であって、そもそもこども園との関係があるというようなことで、その代表者の方と、多分、会長さん、副会長さん、それから私の会派の部屋に来られて、何人か市議員がおる中で話をされた方がいらっしやるんですけど、その方との話でもそんなこども園の話はしておりませんし、今の岸本先生のお話というのは私はもう全く分からない。直接私その会長さんから連絡をいただいて、私の土地があつてこれが有利になるのが、ちょっとやっぱり近所の人に言われるのが嫌だから取り下げたいということだったので、あ、そうですかということ、それはもちろんその会長さんがそう言われれば、要望者ですので、それは取り下げますよね。なので取り下げたというふうに理解しております。(第11回25頁)

以上を前提にすれば、石川証人の証言でも、本件で摘示されている道路整備(新設ないし拡幅)が、認定こども園の整備と関係しているかどうか、判然としない。無論山本証人の証言では、それは全く関係がないことになる。そうすると、本件調査対象事項については、山本証人の不当な要望等の存在は認めがたい。

### 1.3 調査対象事項1.4について

調査対象事項1.4は、令和元年11月、山本議員から、子ども企画課A課長に対し、保育所ウについて、「小規模保育事業所として認可を受けたが、通常の認可保育園としたいので第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしい。」と要望があつた、というものである。

この点について鈴木証人は次のように証言する。

尋問者(委員長)の「令和元年11月に、山本議員からA課長に対し、認可外保育所ウについて、小規模保育事業所としての認可を受けたが、通常の認可保育園としたいので、第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしいと要望があり、同月、認可外保育所ウを第2期子ども・子育て支援事業計画に含めることにし、その際、整備を予定していた他施設の定員を減じることにより定員の調整を行ったとありますが、調査内容に相違はありませんか。」との尋問に対し「この件に関しましても、おおむねこのような内容であつたことを確認しております。」との証言をし(第5回9頁)、かつ、「部内調査で確認をしたことですが、山本議員が当時の部長や課長などに働きかけを行つて、特例とも取れる対応を行つていたことは、先ほど述べさせていただいております。山本議員の考えや要望のとおり物事を進めていったことは否定できず、保育行政の計画性、一貫性、合理性に欠ける対応をしていたという認識を持っております。」と証言した(第5回10頁)。

また、高島証人は、尋問者(委員長)の「(前半部略)令和元年11月には山本議員から、認可外保育所ウについて、小規模保育事業所から通常の認可保育園として、第2期子ども・子育て支援事業計画による整備施設に含めてほしい旨の要望があり、整備を予定していた他施設の定員を減じることにより定員の調整を行い、第2期子ども・子育て支援事業計画に含めております。ここで確認をいたしますが、認可外保育所ウについ



て、山本議員からは幾度となく働きかけがあり、認可外であった保育所を1年もたたない間に小規模認可保育事業所、通常の認可保育園にすることを求められ、最後には第2期子ども・子育て支援事業計画に追加するとともに、令和2年度からの施設整備補助予算も計上しております。徳島市は山本議員からの要望案件に対して、特例的措置とも取れる対応をしてきたとしか考えられませんが、このことについてどのような御認識を持たれておりますか。」という尋問に対し、「このたびの保育所、この認可外保育園ウに関してましては、山本議員の圧力によりまして、山本議員の考えや要望のとおりこれまでにはないスピードで特例的対応をしてきたことは否定できません。しかし同時に、そのような対応は行政としてはあってはならないものでありまして、特に要綱や条例が制定されていたにもかかわらず、実際には山本議員の圧力に逆らうことができず、合理性に欠けるような、合理性に欠ける不適切な対応をしていたと認識しております。」と証言している。(第8回5～6頁)

(※この高島証人の証言は、尋問者は「どのような認識を持っているか」と尋問され、回答としても証人の回答を証言していること、したがって、事実に関しては証言していないことは注意されたい。)

一方で、山本証人は、「事業所から問い合わせがあって、希望するブロックに認可が可能か否かについて確認したことはあると思いますし、その確認をした内容を事業者にお伝えしたこともあります。ただ、この時期の、何というんですかね、保育所をしたいという事業者たちは、基本、皆さん、市は協議していたように思いますので、それを認可してほしいというような要望はしておりませんし、また、これも繰り返しになりますけど、鈴田証人はその当時は保健福祉部には関係のない部でいらっしゃったのではなからうかということだけ申し添えておきます。」(第11回8頁)、「その減員、どこの保育所の定員が減ったかも分かりませんし、ただ、担当課長から認可ができますよという御連絡をいただいて、それを事業者にお伝えした覚えはありますが、どこの保育所が定員を減じてということは、私は知るところではないと思います。」(第11回9頁)、「私は先ほどからそういうこと(注：不当な働きかけ)はしていませんというふうにお伝えしていますが、今、委員長からの御質問は、幾度となく不当な働きかけがあるということですが、その質問に対しては、私はもうずっと働きかけをすることもなし、要望等記録票等も非該当であったり、一般的な要望であって不当なものではないと対応した職員が書いてあるとおりでございますので、今の質問の意図が少し分かりません。」(同)と証言する。

ここで検討するに、そもそも本調査対象事項自体、例えば、時期が不明確であり、かつ、どのような場所で、どのような意思伝達手段で、同席者がいたかどうか、仮に山本議員から要望があったとして、要望を受けた当該職員(A課長?)はどうか対応したのか、また、その要望を担当部局内部でどのように協議したのか、など、事実を認定するために必要な最小限の情報すらないと言わざるを得ない。

山本議員は、証言において否認しており、かつ、山本議員の証言の内容自体は一応合理的であり、それ自体虚偽として排斥できる材料がないことを踏まえると、少なくとも鈴田証人の証言を採用してその証言の内容を事実であると認定するだけの具体性が、鈴田証言にはない。(なお、高島証人の証言は、事実を証言すらしておらず、事実認定に

は何ら意味をなさない。)

以上から、本調査対象事項については、当該事項が事実であると認定できない。

#### 1.4 調査対象事項15について

調査対象事項15は、令和元年11月、調査対象事項14にかかる要望を受け、保育所ウを第2期子ども・子育て支援事業計画に含めることにし、その際、整備を予定していた他施設の定員を減じることにより調整を行った、というものである。

この内容については、調査対象事項4、同10と同様、これ自体に山本議員の言動が含まれるわけではなく、関連する調査対象事項について山本議員が不当な働きかけ等を行ったと認定し得ない以上は、調査対象事項15について、山本議員の何らかの不当な行為を問題にすることはできない。

#### 1.5 調査対象事項16について

調査対象事項16は、令和2年1月、令和2年度当初予算編成に当たり、民間保育園整備費補助事業に係る予算約16億2800万円（前年度約3億9100万円）について保健福祉部と財政部の意見が対立し、市長査定により予算計上が決定された、とするものである。

この内容については、調査対象事項4、同10、同15と同様、これ自体に山本議員の言動が含まれるわけではない。したがって、特段の認定を必要としない。

#### 1.6 調査対象事項17について

調査対象事項17は、令和2年2月、別の議員の指摘を契機に、認定こども園カの建設予定地が当初の計画から変更され、土砂災害警戒区域内となっていたことが判明した。この事態に関連し、同年3月、山本議員から、子ども企画課A課長に対し、以下のような言動があった。

- ① 建設予定地が土砂災害警戒区域内にあるため、認可が困難であることを告げた際に、「どうして今頃言ってくるのか。そんなことも確認していないのか。」などと叱責を受けた。
- ② 建設場所の変更について、第2期子ども・子育て支援事業計画どおり当初と同じ中学校区内を要望したところ、以前、他施設では事業計画とは異なる校区でも黙認したことがあったと指摘され、他校区における建設を認めるよう要望を受けた。
- ③ 建設場所の変更について丙と協議をしていたところ、「自分が土地を探しているのに勝手なことをするな。」との叱責を受けた。結局、山本議員が選定した同一校区内の土地に建設予定地が変更された。
- ④ 予算成立後に建設場所が変更となったことについて、再度の予算議決を受けなければならない可能性がある旨告げたところ、「予算の議決に場所は関係ない。」との叱責を受けた。

というものである。

この一連の調査対象事項に対し、鈴木証人は、次のように証言する。

①及び③については、尋問者（委員長）の「丙法人が開設予定の認定こども園カの建設予定地に関連して、山本議員からA課長に対し、建設予定地が土砂災害警戒区域内にあるため、許可が困難であることを告げた際、どうして今頃言ってくるのか。そんなことも確認していないのかなどと叱責を受けた。建設場所の変更について丙法人と協議を

していたところ、山本議員から、自分が土地を探しているのに勝手なことをするなどの叱責を受け、結局は山本議員が選定した同一校区内の土地に建設予定地が変更されたとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、「はい、おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と証言した。(第5回12頁)

②については、尋問者(委員長)の「建設場所を変更する場合には、第2期子ども・子育て支援事業計画どおりに当初と同じ中学校区内に変更することを説明したところ、以前、他施設では事業計画とは異なる校区でも黙認したことがあったと指摘され、他校区での建設を認めるよう要望を受けたとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、「はい、本件に関しましても、おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と証言した。(同)

④については、尋問者(委員長)の「次に、丙法人が開設予定の認定こども園カの建設予定地変更について、令和2年3月議会閉会後に議長ら関係者に説明したところ、一部議員から予算議決後の場所変更は認められないとの発言があったため、山本議員に、予算成立後の建設予定地変更について再度の予算議決を受けなければならない可能性がある旨を告げたところ、予算の議決に場所は関係ないとの叱責を受けたとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、「はい、おおむねこのような内容であったことを確認しております。」と証言した。(第5回13頁)

一方、山本証人はこの一連の調査対象事項に対し、次のように証言する。

①については、「叱責した覚えは全くありません。ただ、(中略)かなりその事前協議も進んでいたはずなので、それはちょっと落ち度やなということはあるかもしれませんが、特に叱責とかいうことはしていません。」と証言する。(第11回14頁)

②については、そもそも議論がかみ合っていない。山本証人は、次のように証言する。

「この質問は、今委員の先生方もいらっしゃるので御存じかと思うんですけど、その計画は校区ではなくて、ブロックだと思います。そのブロック内で変わってもいいかどうかということであって、校区というのであれば、そのようなことは言っていない。」

(第11回16頁)

なお、令和2年3月策定の第2期子ども・子育て支援事業計画の48頁以下では、AブロックからFブロックの6つのブロック別に表が作成されており、中学校区単位ではないのは明らかである。(「第2期子ども・子育て支援事業計画」参照)

③については、「まず、土地の選定は私がするものではありませんので、私が土地の選定をしているので叱責するということはありません。話だと思えます。(中略)しかし、私が土地の選定をするということもございませんし、勝手なことをするなっていうのは、言う必要というか、言う意味が分かりません。なので、そういう意味では、私が探しているのに勝手なことをするなということはありませんし、私が土地の選定をしたということもありません。」と証言している。(第11回15頁)

④については、「まず繰り返しになりますが、叱責はしていませんし、当方が行った情報公開請求で入手した要望等記録票によると、要望を受けた職員は、「一般的な要望等(不当ではないもの)」としています。その上で、議会に議案を上程するか否かについては市長部局が行うことであって、私にその権限はありません。(中略)当然、正当な協議の場で叱責する必要はないと断言しておきます。」などと証言している。(第

11回17頁)

これらを前提に検討する。

先ず明らかなのは、(他の調査対象事項もおしなべて妥当するものであるが)問題とされている山本議員の行為について、それがいつなのか、どこでなのか、どのような意思伝達手段なのか、同席者はいるのか、前後の文脈はどうか、職員側はどのように応答したのか、など、具体的な内容がほとんどない。加えて、本調査対象事項は「叱責した」という表現を用いているが、何をもって「叱責」と評価しているのか、その評価根拠事実が明らかでない。

そうすると、そもそも鈴田証人の証言(ないしその余の資料)自体では、山本議員が不当な要望等を行ったとは認定しようがないことは明らかである。

したがって、山本証言を吟味検討するまでもなく、本調査対象事項においては、認定不可能である。

#### 17 調査対象事項18について

調査対象事項18は、令和2年4月、退職を控えたE副市長から、D課長に対し、調査対象事実11に係る介護報酬の返還について、今後は山本議員と直接接して対応するよう指示があった、というものである。

この内容については、調査対象事項4、同10、同15、同16と同様、これ自体に山本議員の言動が含まれるわけではない。したがって、特段の認定を必要としない。

なお、調査対象事実11の項(第10項)でも説明したとおり、そもそも本件介護報酬の返還の問題については、山本議員に不当な要望等を認定することができない。そのことを踏まえると、調査対象事項18に記載されている事実の真偽にかかわらず、これを山本議員との関係では、問題にしようがない。

#### 第2 須見矩明議員に対する事実の認定について

須見議員についての調査対象事項は、同7である。

同7は、令和元年6月、須見議員から、子ども企画課課長に対し、策定中の市立保育所の再編計画について、「〇〇地区で市外の事業者が認定こども園を整備するという噂を聞いた。同地区は保育所の定員は足りており、新たに認定こども園を整備すると、過当競争になるため、新規参入は認めない。また、保育所オの受皿として市外の事業者が参入することも認めない。」などと強い申し入れをしたというものである。

これに対する鈴田証人の証言は、尋問者(委員長)の「認定こども園の新規参入に対する須見議員の働きかけについて、お伺いをいたします。このことに関して、報告書によると、令和元年7月(ママ)に、須見議員から子ども企画課A課長に対し、策定中の市立保育所の再編計画について、〇〇地区で市外の事業者が認定こども園を整備するというわさを聞いた、同地区は保育所の定員は足りており、新たに認定こども園を整備すると過当競争になるため新規参入は認めない、また保育所オの受皿として市外の事業者が参入することも認めないなどと強い申し入れがあったとありますが、調査内容に相違はございませんか。」との尋問に対し、「はい、この件に関しましても、おおむねこのような内容であったことを確認をしております。」と証言している。(第5回16～17頁)

一方、須見証人は、尋問者（委員長）の同旨の質問に対し、「数年経過していることですので、一字一句記憶していることではありませんが、新たに認定こども園を整備することは保育課で決定することであり、私が決定することではなく、職員に対して意見を申し上げました。職員に対して強い参入はしていません。また、条例に定められている不当な要望など、不当な要求はしていません。」などと証言している。

そもそも、鈴田証人の証言を前提としても、須見議員が不当な要望等を行ったことは明らかではない。何故ならば、鈴田証人は、須見議員が「強い」申入れを行ったとの質問に対しそれを肯定するものの、何を持って「強い」申入れとしているのか、その具体的内容については一切証言していない。また、要望等（これ自体が不当ではない）のうち、不当な要望等かどうかを判断するためには、その要望等の具体的事情が明らかにならなければ判断ができない。鈴田証人の証言を前提にしても、その具体的な日時、場所（ただし、相当する要望等記録様式には一応記載がある）、要望の手法、同席者等の有無、その文脈、他の話題、口調、対応した職員の応答などを総合判断して、はじめて不当な要望等か否かが判断できるのである。（鈴田証人が証言した内容は、同人が須見議員から直接体験し、見聞した内容ではなく、いわば伝聞に過ぎない点も十分注意する必要がある。）

そうすると、調査対象事項7については、到底、不当な要望等と認定することはできない。

### 第3 加戸悟議員に対する事実の認定について

#### 1. 調査対象事項19について

- (1) 調査対象事項19は、平成30年7月、加戸議員から日下税務事務所長と職員Hに対し、預金差押えをしていた特定の市税滞納者について、「分納中の差押えはひどい。無効だ、取り消せ。」、「差押えを解除しないと議会で追及する。わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ。わしが言い始めたら、a（市議会議員）どころではないぞ。」、「なんな、その態度は。クビ切ったる。飛ばしてやる。」との発言があった。また、I部長に電話し、「GとHをすぐにクビにせえ。飛ばしてしまえ。」と発言した、というものである。

この調査対象事項に対しては、約2年後の令和2年7月13日になって要望等記録票が作成されており、（要望等の）受付日時は平成30年7月下旬、場所は議会事務局横応接室とされている。（この要望等記録票の作成者は、情報公開により入手した要望等記録票では伏せられており、加戸議員の側では分からない。）

また、要望等記録票には日時は上記の通り平成30年7月下旬程度の表現であったが、本委員会における日下証人の証言では、同人は調査対象事項19の事実は平成30年7月20日であったと月日を具体的に特定している。（第6回17頁）

なお、日付を具体的に特定できた根拠として、「ほんで、7月20日とかいう日付も、メモしたノートはございましたが、それは、何というんですか、当時の課長として人事的な問題、職員の病気の問題、あるいはほかの滞納者の問題とか、非常に個人的な情報、場合によっては機微情報とかもございまして、経過だけを控えて、今日のために経過の、日付だけを控えて、後はシュレッダーにかけて処分しています。」と証言している。

(第6回27頁)

(2) さて、日下証人は、証人尋問において、次のように証言する。

尋問者(委員長)の「その際、加戸議員から日下証人と職員Hに対し、預金の差押えをしたSさんについて、分納中の差押えはひどい、無効だ、取り消せとの発言があったとしていますが、このことに相違はありませんか。」との尋問に対し、「おおむねそのような御発言であったと承知しております。」と証言した。(第6回17頁)

尋問者(委員長)の「加戸議員は、差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら、岡どころではないぞとありますが、このことに相違はございませんか。」との尋問に対し、「おおむねそのような御発言であったと思います。」と証言した。(第6回18頁)

尋問者(委員長)の「その際、職員Hがじつと加戸議員の顔を見ていると、何なその態度は、首切ったる、飛ばしてやると発言した後、その場で応接室の電話でI部長に電話し、日下証人と職員Hをすぐに首にせえ、飛ばしてしまえとどなりつけたとありますが、このことに相違はありませんか。」との尋問に対し、「おおむねそのような御発言あるいは状況であったと承知しております。」などと証言した。(同)

(3) 一方、加戸証人は次のように証言する。

「いわゆる私が言った言葉ですね、その、取り消せとか、そういうことを私はいう権限ありませんし。」「だから、私が日下証人に、日下氏に対して、取り消せじゃの、そういう権限もないし、そういうこと言ったところで、Sさんの何の助けにもならないということを、私も長いこと生活相談に乗ってくる中で熟知してます。だからそういうことは言ってません。まあそういうことです。だから、それを交渉経過記録の中でどない書いたかっていうのは、ほれは分かりません。だけど、言う必要もないし、言ってないものを、私は言ったとは言えません。そういうことです。」「そういう、私は会話を、私はやってません。で、ましてやほれが無効だとか、取り消せとか、私は言ってません。断言できます。」(第10回7～8頁)

「私が言ってないと(言う根拠は)。Sさんとも、ほれ、ありますからね。(中略)(専門委員の)弁護士さんがまとめられてる、このこと(調査報告書をSさんに)見せて、こういうことを私が言ったのかっていうことは、当然、何回か確認しました。言うはずがない、言ってない、まあそれがSさんの話です。だからそれが、メモがあったとか出てきたとか、それ言われても、それは分かりません。私は言ってません。」(第10回8頁)(※口語体の文意が明確になるよう、一部語句を補足している。)

尋問者(委員長)の「調査報告書及び日下証人の証言によりますと、加戸証人から、差押えを解除しないと議会で追及する、わしは次の選挙でも当選するから覚悟しておけ、わしが言い始めたら岡どころではないぞと言われたと証言をしていますが、この事実間違いはありませんか。」との尋問に対し、「私は、岡議員さんとはこういう場ではいろいろ対峙したりしますが、そういう失礼なことは言いません。で、そういう会話はしません。言ってません。」「言っていない。言っていないって私も言い切るし、Sさんも、ひょっとしてうちの娘がとかって言っていましたけれども、それは言ったかどうか分かりません、だけど私は言ってません。言っても何にもこんなことにならないからです。私にそんな、例えば何とかできる権限、この課長さんを、そんなんあるわけな

いじゃないですか。私はこんなやり方やりません。」(第10回8～9頁)

「その、I部長としか話がこれはできないなと思ったのは、今私が述べてきたとおりで、そのときに電話したのは、これはちょっと記憶が薄いんですけども、おいでるかな、どうかなという所在確認だったと思います。ただ、I部長に、首にせえとか、そんなん言うわけありません。言ってません。」(第10回10頁)

(4) これを基に、どのように認定すべきかである。

ア 調査対象事項19については、日下証人の証言と、加戸証人の証言が真っ向から反している。なお、証言ではないものの、職員Hは日下証人と同一の認識を有しているものと思われる。また一方で、当委員会の資料としては日下証人の証言の内容しかないものの、当時現場にいたSさんは、加戸証人と同一の認識を持っていることが明らかである。(決して、Sさんの認識について無視してはならない。)

次に、漫然と日下証人の証言が真実であると安易に認定しそれを前提とすることは許されない。このような証言が相反する状況において、一方が真実であると漫然と仮定し、その一方の証言に反する事実を、単に反するという理由だけで排斥する手法は事実誤認の温床となることは明らかである。外形的にも日下証人と加戸証人の両名について、その立場、属性等諸般の状況に鑑みても、どちらかがより真実を語りやすい、どちらかが虚偽の述べやすいということは即断できない。

また、職員Hは宣誓の上で証言をした者ではないこと、職員Hと日下証人は組織内で上司部下の関係であり、利害関係を有するものと言えることから、職員Hの認識が日下証人と同一であるからといって、日下証人の証言を補強する関係にはならない。(仮にならなくても、それは極めて限定的な補強である。)なお念のため述べれば、日下証人の証言の評価に際し、職員Hの認識を加味するのであれば、それにより導かれる結果の重大性に鑑みれば、Sさんの認識もまた加味しなければ極めて不当な事実認定手法になると言わざるを得ない。

イ 一応、日下証言及び加戸証言の内容を吟味する。

日下証言の証言は、他の職員証人の証言、すなわち鈴田証人、石川証人及び高島証人の証言と異なり、一応具体的なやりとりについて比較的詳細に証言している。また、証言における調査対象事項19の話の流れは、一応了解可能であると言いうる。したがって、日下証言の内容自体で、これを事実と異なるとして排斥できるだけの事情はない。

一方で、行政作用についての職員と議員の見解の相違の結果、議員が当該職員の異動や免職を求めるかのような発言を行うことは、一般的な社会通念から考えるとやや飛躍があるとも言いうる。(無論、一般論としては絶対はないとまでは言えない。)加えて、後述するように、日下証人が有していたであろう自身の手控えや要望等記録票ないし交渉経過記録票の作成経緯等に照らせば、日下証言の信用性は一定程度減殺されるべきであるとも言いうる。(これについては後述する。)

次いで、加戸証言について検討する。加戸証言の証言も、同人の市議会議員としての経歴、それ以前からの経歴を踏まえ、具体的かつ迫真性を持って証言しており、話の流れとしても、十分に了解可能である。したがって、加戸証言の内容自体をもって、あり得ない虚偽の内容であると断ずる根拠はおよそ見いだせない。

ことに、調査対象事項19に関し、加戸証人は様々な根拠を持って完全に否定してい

る。その否定の理由については、例えば議員が職員の人事に容喙しても意味がないこと、他の同僚議員に失礼に該たる言動を行う必要がないこと、などをもって説得的に説明しており、社会通念にしたがって判断すれば、加戸証人の証言内容はもともとと言うべきである。また、調査対象事項19のように一定の疑惑を持たれた者が、それを「ない」と客観的明確に否定することが困難であることにも留意されるべきである。

以上に基つけば、少なくとも日下証言と加戸証言は、いずれもそれ自体で虚偽であると排斥できるだけの事情はないと言わざるを得ない。

ウ ところで、調査対象事項19の根拠についてはやや不自然な点が見受けられる。この点は、日下証人の証言の信用性判断にも関わる部分であり、慎重に検討されるべきである。

先ず、本委員会が客観的資料と考えている要望等記録票であるが、これは平成30年7月に発生した事象を、約2年後である令和2年7月13日に作成しているものであり、後になり作成した文書は、それ自体、内容の正確性に疑義が生じることは十分考慮されるべきである。

また、日下証人及び加戸証人の証人尋問の特に尋問者の発話において時折出てくる交渉経過記録票については、加戸議員側には開示されておらず、推測の域を出ないものの、その記載自体、疑問を呈さざるを得ない。

交渉経過記録票は、滞納者（この場合Sさん）のこれまでの租税滞納及びその滞納を解消するための各種交渉について時系列に従って記載した（ないしは記録した）ものである。（第6回15頁参照）Sさんについては、平成23年頃から記録がある。

このような性質である交渉経過記録票は、当然、Sさんとの交渉の経過及び内容を時系列に沿って記録するものであるから、通常であれば、発生した事象を、その時系列に沿って、遅滞なく記載されているはずである。そうであれば、調査対象事項19に関する記録も、それが発生した平成30年7月20日当日ないしせいぜいその数日後くらいには記載がなされたはずである。

ところが、調査対象事項19については、適時に作成された交渉経過記録票があれば容易に日時が特定できたはずにもかかわらず、令和2年7月13日作成の要望等記録票においても「平成30年7月下旬」としか特定できず、専門委員作成の調査報告書でも同様の特定しかされておらず、本特別委員会においても、日下証人の証人尋問が実施されるまで、日付の特定には至っていなかったようである。（日下証人は平成30年度で退職していることに留意）

このことは、仮に交渉経過記録表中に調査対象事項19の内容が含まれているとしても、それは事後的に作成された可能性を示唆するものである。そうであれば、交渉経過記録票の記載については、その信用性は極めて限定的であると言わざるを得ない。

3つめとして、日下証人の証言にある、同人の手控えである。この手控えの存在の結果、調査対象事項19は平成30年7月20日のことであることが判明しているが、一方で、少し不思議な証言をしている。

日下証人の証言の該当部分を引用する。

「私自身も、7月20日の応接、議会事務局横の応接室の、非常に、ある意味乱暴な言動から、まさに、まあ当時は要綱でございましたけど、それに規定する不当要求とし



て要望等記録票を作成すべきケースでないかなというふうにその時点では考えました。それで、少なくとも日付だけは控えておく必要があるかなということでその日を控えたところでございますが、内容につきましては何も控えてはありませんが、非常に鮮明な場面、言動でしたので、すぐに文字に再現できるかな、そういうふうな印象を持っていました。」(第6回22頁)

「ほんで、7月20日とかいう日付も、メモしたノートはございましたが、それは、何というんですか、当時の課長として人事的な問題、職員の病気の問題、あるいはほかの滞納者の問題とか、非常に個人的な情報、場合によっては機微情報とかもございまして、経過だけを控えて、今日のために経過の、日付だけを控えて、後はシュレッダーにかけて処分しています。」(第6回27頁)

第1の疑問。日下証人は、前者(22頁)においては、調査対象事項19にかかる事象は非常に印象深いので、日付だけを控えておけばその余は文字に再現できるのでその余は控えなかったという。一方で後者(27頁)では、その手控え(ノート)は、人事的な問題や滞納者の問題など機微情報があるので、調査対象事項19のうちの経過だけ(日付だけ)を控えて、その余はシュレッダーにかけたという。後者を前提にすれば、調査対象事項19ないしSさんに関し、その手控え(ノート)には「7月20日」という日付以外の情報もあったように読める。そうすると、前者と後者は矛盾する。

第2の疑問。日下証人は平成30年度に退職しているところ、仮にその手控え(ノート)が機微情報が含まれているためシュレッダーにかけたのであれば、退職時もしくは退職からほどない時期に廃棄するのが通常である。一方で手控え(ノート)から日付を控えたのは「今日のために」、すなわちこの調査のために控えたとも証言している。だとすると、手控え(ノート)の廃棄は今日のために日付を控えた後でなければ廃棄はできない。したがって、手控え(ノート)の廃棄は比較的最近であるはずである。そうすると、日下証人はわざわざ今日のために準備をしているから、仮に手控え(ノート)に調査対象事項19ないしSさんに関する記述があるなら、それもまた何らかのものに転記するか、手控え(ノート)自体を一応保管する方が自然である。一方で、仮に当該手控え(ノート)に、調査対象事項19ないしSさんに関する記述が日付以外本当にないのであるならば、退職から比較的時間が経過した時点で、わざわざ日付を控えた機会に廃棄をする必要性に乏しいことになる。

(5) 以上のように、日下証言には一定の不自然な点は見受けられるものの、それをさておけば、日下証言と加戸証言は、一応どちらも成り立ちうる内容であると言わざるを得ない。

一般的に、主張責任ないし立証責任は、「ある」と主張する側が負わなければならない。今回で言えば、調査対象事項19について、それが存在すると主張する側において立証しなければならず、否定している加戸議員の側がないことを立証しなければならないわけではない。これを前提にすれば、日下証言と加戸証言はどちらも成り立ちえ、加戸証言を排斥できない上、調査対象事項19を認定することが許されない。

## 2 調査対象事項20について

(1) 調査対象事項20は、平成30年8月、加戸議員から財政部に対し、特定の市税滞納者に対する差押手続について、存在しない「差押予告通知」を見せるように求められた

ことから、日下証人とH職員が「催告書」を持参し、要望に係る文書がないことを説明すると、「わしは20年も議員してるから覚えとるんじゃ。隠すな。今ないと言うんなら、いつまであったか、調べてこい。わしはおまえらを信じてないんじゃ。」「いちいち言い訳をするな。おまえは何をにらんどんな。言い訳したり、人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞ。」との発言をしたというものである。

なお、調査対象事項20は、同19の続きに関する事項であり、その証拠関係もほぼ同一であるので、同19で述べた種々の問題点は全て同20にも妥当する。

(2) この調査対象事項について、日下証人は、次のように証言する。

尋問者(委員長)の「同年(平成30年)8月には加戸議員から、差押予告通知を持ってくるようにとの電話があり、そのような催告書はない旨を説明すると、電話は一方的に切れたが、すぐに同じ会派の別の議員が担当課まで書類を取りに来たので、その際、差押予告通知という書類はない旨を説明したとありますが、このことに相違はありませんか。」との尋問に対し、「当該議員からの電話を取った者、あるいは同じ会派の職員に直接対応した者は職員Hであったと思いますが、私、もうデスクがすぐ隣なので、まあそうした状況であったと承知しております。」と証言した。(第6回18～19頁)

「(加戸議員からの)電話を受けた者は職員Hであると記憶しております。それと、今ありました、取りあえずという表現では、に関しては、私自身は、係員にお願いいたしまして、現に使用している催告書、いろんなタイトルのものがあつたと思うんですが、それを全部出力、印刷してほしいということで、結構、具体的な時間までは覚えておりませんが、結構手間をかけて、議員にお示しするための催告書全てを持っていったつもりでございます。それは、議員に、私どもがきちっと対応すべきことは対応しているということをご理解いただきたかった、そういった側面も、そういった考えも当時あつたと思います。」(第6回19頁)

尋問者(委員長)の「会派控室に出向いた際に日下証人が加戸議員に催告書を見せて、差押予告通知という書類はないと伝えたが、加戸議員は激怒して、わしは20年も議員をしているから覚えとるんじゃ、隠すな、今ないと言うならいつまであったか調べてこい、わしはおまえらを信じてないんじゃとの発言があつたとありますが、このことに相違ありませんか。」との尋問に対し、「おおむねそのような御発言であつたと記憶しております。」と証言した。(同)

尋問者(委員長)の「加戸議員からのその発言を受けて、日下証人が再度説明しようとする、一々言い訳をするな、また職員Hに向かって、おまえは何をにらんどんな、言い訳したり人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞと職員Hを脅すような発言をしたとありますが、このことに相違はありませんか。」との尋問に対し、「おおむねそのような御発言であつたと記憶しております。」と証言した。(同)

一方で、加戸証人は、尋問者(委員長)の「交渉経過記録票及び日下証人の証言によりますと、同年8月に加戸証人から、差押え予告通知を持ってくるようにとの電話があり、そのような書類はない旨を説明すると、その後また電話で、差押予告通知を持ってこいと言ふんじゃ、何を出し渋つとんじゃと言われたため、日下証人と職員Hは困り果てて、とりあえず催告書数種類を持って会派控室に行き、差押え予告通知という書類はない旨説明したところ、加戸証人は激怒して、わしは20年も議員をしているから覚え

とるんじゃ、隠すな、今ないと言うなら、いつまであったか調べて来い、わしはお前らを信じてないんじゃと言われ、日下証人が再度説明しようとする、いちいち言い訳をすると言われ、また職員Hに向かって、お前は何をにらんどんな、言い訳したり人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞと、職員Hを脅すような発言をしたと証言をしておりますが、この事実に間違いはありませんか。」との尋問に対し、「まず、言っておりません。で、先ほども申し上げましたように、この差押え予告通知については、先ほど紹介した国の通知のほかに、いろいろと通知が出てるわけです。こういう通知に基づいてきちっとした滞納処分を行うべきではないのかということについては、やはり繰り返し言ってるとは思いますが。だけど、この日下証人とは、ほとんど話した記憶がありません。もうSさんとの1回目の対面のときに、国保と税とは関係ないと、3月議会の東弁なんて関係ないと。要は、私が言ったのは、分納誓約するっていうことはその担当者でSさんとの間で合意をつくったわけです。何回払いにして払っていきますと。で、Sさんは1回目を納期どおりに払ったわけです。それは本会議で紹介しました。そうすると、そこから2回目の納期も来てないのに、20日たったときにいきなり銀行から電話かかってきて、差押えされましたから。えーって言うてびっくりして、私のところに来てSさんが言ったのは、私はマンションの修理ができませんと。私よく分かってますから、修理しないと学生が入らないっていうのを。それで困ったということの手紙が来たわけですね。だから、こういうことのやり取りの中で、差押え予告通知をなぜ出さなかったのかということは、これは一番最初のときに言ったような記憶はあります。けどまあ、探して来いじゃの、どうじゃこうじゃの、ほんなん言ったって、国の通知にはありますけれども、まあ、ないって言うんですから、まあそういうことです。」(第10回10～11頁)

- (3) 調査対象事項20についても、同19と同様、日下証人の証言と加戸証人の証言は相反する。ただし、本件で相反する内容のうち、不当な要望等に該当しうる部分は「わしは20年も議員してるから覚えとるんじゃ。隠すな。今ないと言うんなら、いつまであったか、調べてこい。わしはおまえらを信じてないんじゃ。」「いちいち言い訳をするな。おまえは何をにらんどんな。言い訳したり、人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞ。」という加戸証人が発言したとされるものについてであり、加戸証人が資料(差押え予告通知)の提供を要求し、担当職員が仮にそれを提供したとされる部分などは、それが事実であるとしても、その範囲内では不当な要望等に該当するまでは言えない。

そこで、「わしは20年も議員してるから覚えとるんじゃ。隠すな。今ないと言うんなら、いつまであったか、調べてこい。わしはおまえらを信じてないんじゃ。」「いちいち言い訳をするな。おまえは何をにらんどんな。言い訳したり、人をにらんだりしても、わしはとことんやるぞ。」という発言が、本委員会での調査の結果、立証できたかどうかを検討する。

この点に関する日下証人の証言は、全体の流れとして、仮に資料の提供を求めた議員が激昂したと仮定すれば、あり得るものではある。その意味で、日下証人の証言だけを検討した結果、それが真実ではないと断じるだけの材料はない。ただし、その仮定に係る議員の激昂がやや唐突の嫌いがあることは否めず、また、調査対象事項20の発言の

中にH職員が加戸議員をにらんだことを前提とした内容が含まれているものの、実際にH職員が加戸議員をにらんだ（ないしにらんだと評価できる事象があった）かどうかは本件調査の資料上明らかではない。したがって、この部分についてH職員が加戸議員をにらんだ（ないしそれに類する行動があった）という認定ができない以上、その点は証言の評価を割り引いて考えざるを得ない。（加戸議員であれ、誰であれ、にらんでもない者を「おまえは何をにらんどんな。」と激高することは不自然であるからである。）

一方、加戸証人の証言は、調査対象事項20に関しては、同事項に係る事実自体を主尋問でほとんど尋ねていない。したがって、上記引用部分にあるように、同省人の証言は、要するに言っていない、という点につきる。ただし、関連する調査対象事項19での加戸証人の証言なども考え合わせた場合、加戸証人の「言っていない」旨の証言はそれ自体を否定するだけの材料はなく、はやり、信用に足るものと評価すべきである。

(4) そうすると、調査対象事項19でも論じたように、日下証人の証言の内容、加戸証人の証言の内容はいずれもそれ自体で排斥できない以上、立証責任に関する一般的規律に鑑み、調査対象事項20にかかる認定はできないものと言うべきである。

以上